

国内株式 配当金等のお受取り

◆株式数比例配分方式のお申込み

CHEER証券では、証券口座をお申込みいただくと同時に、国内株式等の配当金等受領方式について、「株式数比例配分方式」のお申込みをいただいたものとして、お取扱いさせていただきます。

CHEER証券の証券口座で保有した株式等の配当金等は、CHEER証券の証券総合口座に入金し、預り金に反映いたします。

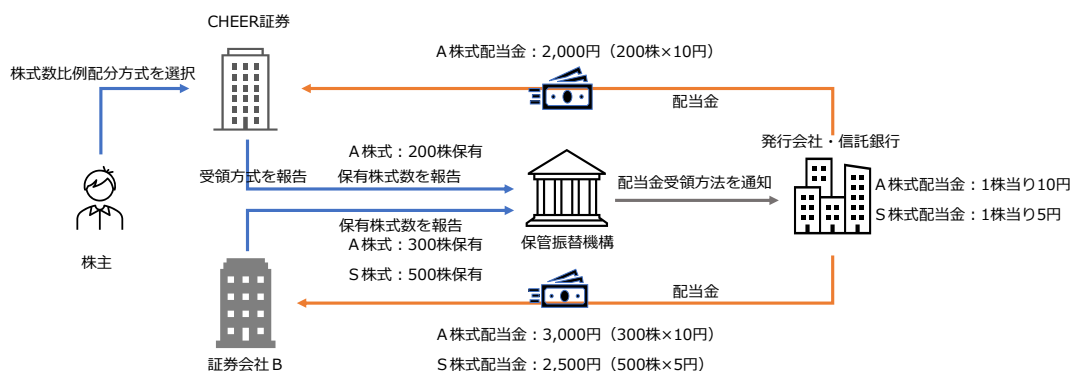
【税務上の取扱い】

特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款に基づき、「特定口座源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」等の提出をいただいておりますので、特定口座内の譲渡損失が発生した場合には、株式数比例配分方式により受領した配当金等との損益通算をさせていただきます。その場合、既に配当金等の源泉徴収税額は還付いたします。

【株式数比例配分方式とは】

株式等の配当金等を、お客様が株式等をお預けになっている証券口座で受取る方法です。

お客様は株式等の配当金等を、配当の権利確定時に株式等をお預けになっている証券口座の残高数に応じて、当該お客様の証券口座で配当金等を受領する方式です。同じ銘柄を複数の証券会社等で保有している場合、それぞれの証券会社等の株式等残高数に応じて配当金等が支払われます。



【ご留意事項】

- お客様の証券口座への配当金等の入金は、源泉徴収後の金額を入金いたします。
- 複数の証券会社で配当金等を比例配分した結果端数が生じる場合は、保有株式数の最も大きい証券会社の口座に配分することと定められています。
- 特別口座（株券を所有したまま株券電子化を迎えた場合に発行会社が株主の権利を保護するため信託銀行等に開設する口座）で保有する株式がある場合、株式数比例配分方式を利用できません。特別口座の残高を解消してからお申込みいただくことになります。
- 複数の証券会社に口座があり、その証券会社が「株式数比例配分方式」の取扱いをしていない場合、当該方式をご利用いただけません。